平成２２年（フ）第５４５号
北海道旭川市旭神１条５丁目13番５号
債務者　大箭　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９号
栃木県那須塩原市槻沢83番地８
債務者　高島　明子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第５１号
静岡県湖西市梅田810番地の３　鈴木住宅４－４
債務者　中山　正之
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１号
石川県輪島市河井町21部64番地38
債務者　吉田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第８６７号
岡山市北区中山下２丁目８番４号　401号
債務者　兼堀二次夫
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３５号
岡山県倉敷市児島稗田町4155番地
債務者　荒金　利光
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３７号
岡山市南区泉田444番地４　シティコーポ泉田602号
債務者　柴田　玉恵
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０号
岡山市北区清輝本町５番32号　モザン103―301
債務者　長谷川長史
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１０号
東京都葛飾区東堀切２丁目28―７―601
債務者　井上　惠子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６９号
神奈川県横浜市鶴見区汐入町３丁目47―16―203
債務者　長谷部勝幸
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７０号
神奈川県横浜市鶴見区汐入町３丁目47―16―203
債務者　長谷部康江（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８１号
東京都台東区竜泉２丁目20―15―601
債務者　山下　由美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８６号
東京都世田谷区代田１丁目７－２　光ハイツ第一101
債務者　横山　吉太
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８７号
東京都足立区島根３丁目７－４―302
債務者　近藤美奈子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８８号
神奈川県相模原市中央区相模原１丁目１―24―206
債務者　池田　道夫
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部